

## 川崎市公告第430号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年2月12日

川崎市長 福田 紀彦

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

令和8年度アレルギー疾患知識普及講演会に係る運営業務委託

#### (2) 履行場所

川崎市が指定する場所

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

#### (4) 委託概要

令和8年度アレルギー疾患知識普及講演会の円滑な実施に向け、オンライン配信環境の整備、ハイブリット講演会の会場設営並びに講演内容のオンデマンド配信に係る編集作業等の業務を委託します。

### 2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」に登載されていること。
- (4) 過去5年間に本市又はその他官公庁で、本業務と類似の委託契約の履行実績があること。

### 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり競争参加の申込をしなければなりません。

#### (1) 配付・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所 14階

健康福祉局保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課 担当 小林 正行

電話 044-200-2435 FAX 044-200-3937

E-mail 40kankyo@city.kawasaki.jp

#### (2) 配付・提出期間

令和8年2月12日(木)から令和8年2月18日(水)まで

午前9時半から正午及び午後1時から午後5時

ただし、土曜・日曜・祝日を除く

(3) 提出物

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 2(4)の契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、一般競争入札参加確認通知書を電子メールで令和8年2月19日(木)に送付します。

5 仕様又は入札説明書に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次のとおり行います。

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定する電子メールアドレス宛て送付してください。

(3) 受付期間

令和8年2月20日(金)から令和8年2月25日(水)午後5時まで

(4) 回答方法

令和8年3月3日(火)までに、確認通知書を交付した全社宛てに、電子メールで送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 上記2に定めるいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札書の提出方法

持参とします。

イ 入札日時

令和8年3月6日(金) 午前10時半

ウ 入札場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所 1403会議室

エ 入札金額は、「入札(見積)書内訳書」をもとに算出した総価(税抜)を記載してください。入札に際しては、入札説明書に添付の「入札(見積)書」及び「入札(見積)書内訳書」を使用し、それぞれ作成してください。消費税額及び地方消費税額は、代金支払の際に加算しますので、入札書に記載する総額には含まれないものとします。

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

7 (1)イと同じ

(4) 開札の場所

7 (1)ウと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 入札及び開札に立ち会う者

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません（入札前に委任状を提出してください。）。

## 8 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書のとおりとなります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。